

個別避難計画の作成について

令和6年3月
神戸市



個別避難計画とは

- ◆ 『個別避難計画』とは、**避難行動要支援者（要援護者）**に対して災害時の「避難支援者」や「避難場所」、その他「避難支援の留意点」など、避難支援等に必要な事項を個別に策定し、市町村や避難支援者関係者間で共有するもの。

避難行動要支援者とは

「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。」

⇒ 高齢者（要介護・要支援）、障がい者など



個別避難計画作成の背景

- ◆近年の災害において、**多くの高齢者が被害に遭い、障がい者等の避難が適切に行われなかった**事例があった。

※災害による死者のうち、65歳以上の高齢者の割合

令和2年7月豪雨・・・約79%

- ◆そのため、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、市町村に対し、個別避難計画作成について努力義務が課されることになった。



災害対策基本法の改正（制度改正）①

◆個別避難計画の記載事項（法で明示）

- ①氏名 ・ ②生年月日 ・ ③性別 ・ ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由（要介護区分、障害の種類・程度等）
- ⑦避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- ⑧避難施設その他の避難場所（避難路その他の避難経路に関する事項は任意）
- ⑨避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
（自宅で想定されるハザードの状況、移動の際の持出し品等、市町村が必要と判断した事項）

災害対策基本法の改正（制度改正）②

- ◆ 計画作成の優先度が高いと、市町村が判断する者については、
地域の実情を踏まえながら、**おおむね5年程度で**
個別避難計画の作成に取り組むこととされた。



市として優先的に計画作成を進めていく要援護者(在宅の方)

- ① 重症心身障害児者
- ② 24時間人工呼吸器装着患者
- ③ **ハザードエリアに居住している要介護5の方**

＜市町村が必要に応じて作成の優先度を判断する際の考慮すべき点＞

- ・ 地域におけるハザードの状況（浸水想定区域・土砂災害警戒区域等）
- ・ 当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度
- ・ 独居等の居住実態、社会的孤立の状況

福祉専門職との連携

- ◆避難行動要支援者（要援護者）の計画作成を進めていくには・・・
実効性ある計画とするため、地域防災の担い手だけでなく、
本人の心身の状況や生活実態を把握している福祉専門職等、
様々な関係者と連携して取り組むことが必要。

⇒高齢者等要介護状態の方であれば

「要介護者・要支援者」の個別の状況を、最も把握されている
皆様（ケアマネジャー）の参画・支援が重要となる。

神戸市の取り組み（要援護者支援条例）

◆平成25年4月「**災害時の要援護者への支援に関する条例**」施行

⇒地域（要援護者支援団体）は、支援活動を行うため、
市に申請し、要援護者の情報提供を受けることができる。

要援護者支援団体

- 防災福祉コミュニティ
 - ふれあいのまちづくり協議会
 - 自治会
 - 地区民生委員・児童委員協議会
 - 消防団
 - 地域自立支援協議会
 - その他の団体であって市長が認める団体
- 神戸市婦人団体協議会・神戸市（各区）社会福祉協議会・
友愛訪問ボランティア・神戸市老人クラブ連合会・マンション管理組合等

神戸市の取り組み（地域への情報提供）

地域で支え合う 災害時要援護者支援の取り組み

災害時要援護者登録のご案内

日頃から、風水害や地震などの災害に備えて準備を行うことで、ご自身を守ることが大切です。しかし、高齢者や障がいのある方は、災害時の避難などで周りの方の手助けが必要な場合があります。
このような時、行政の力以外に隣近所や地域ぐるみで、安全な場所への避難や避難生活などの支援をする取り組みが、災害時要援護者支援です。

〇〇地区では、神戸市と地域団体が連携して、災害時要援護者支援の取り組みを進めています。

ご自身やご家族の方だけでは避難が難しい方で、地域の方による支援を希望される方は、同封の「災害時要援護者登録票」により、登録いただきますよう、お願いいたします。



登録いただいた情報は、〇〇自治会及び神戸市の関係部局で共有し、裏面の要援護者支援活動の目的に活用いたします。

※神戸市では、「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」第7条第4項により、「同意しない」旨のお返事がない場合は、同意があるものとして取扱います。登録を希望されない場合は、「災害時要援護者登録票」の②で「登録しません（情報提供に同意しません）」にチェックいただき、必ず返信いただきますようお願いいたします。

登録締切：令和3年9月30日（木）消印有効

※同封の返信用封筒にて、ご送付ください。



〈お問い合わせ先〉

●区●●部●●課 ●●係

電話 078-000-0000（内線000）

FAX 078-000-0000

【市から郵送する登録案内文】

※地域で対象となる要援護者に送付する。

※地域（要援護者支援団体）による支援を希望される方に対して、登録（地域への情報提供の同意）を案内。

【市から郵送する登録票】

※登録に同意される方に対して、支援活動に必要な情報を記載・返送いただく。

※登録票は地域に提供する。

この面はうらです

おもて面②で「希望します」と答えただけの方のみご記入ください
下記について、あてはまる番号に○をつけてください

住所	※番地やマンション名まで記載してください 区		
性別	1. 男 2. 女 3. 回答しない	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
同居者	1. いる（ ）と同居 記入例：（妻と同居）、（長男と同居）など 2. いない		
自力避難が困難な理由 (複数選択可)	1. 障がいがある（身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい） 2. 要介護状態である（要介護1、要介護2、要介護3） 3. 認知症の症状がある 4. その他（記入例：ひとり暮らしの高齢者で支援が必要）		
日常生活状況	歩行 1. 歩ける 2. ゆっくりなら歩ける 3. 歩けない(車椅子必要) 視力 1. 見える 2. あまり見えない 3. 見えない 聴力 1. 聞こえる 2. あまり聞こえない 3. 聞こえない		
緊急連絡先	※記載する方に、登録の了解をもらってください 氏名 続柄（ ） 電話番号		
避難支援者	※記載する方に、登録の了解をもらってください 住所 氏名 続柄（ ） 電話番号 住所 氏名 続柄（ ） 電話番号		
避難先	記入例：△△小学校 ●●病院 など 決まっていればご記入ください		
その他	記入例：避難時携行品…血圧の薬・杖 避難経路で気になること…段差が多かつまづきやすい など 支障していただける方についてお聞きしたいことがあればご記入ください		

(1)登録を希望された場合、この登録票の写しを〇〇自治会に提供します。
(2)この登録票に関する情報は、災害時の避難支援活動、安全確認、日頃の支援活動等に利用するものであり、それ以外の用途に使用したり、他に情報を提供いたしません。
(3)災害の状況によっては、支援者の多くも被災者となりうることから、この制度に登録したことにより、災害時の支援を必ず保障されるものではありません。また、避難支援者は、災害時要援護者の避難誘導等に関してその責任を負うものではありません。
神戸市長

⇒同意のあった方の名簿を地域へ提供

※同意確認の際に返信がない人も「本人による同意があったものと推定する」ことにより、情報提供が可能。

神戸市の取り組み（様々な地域の取り組み）

要援護者マップづくり



安否確認訓練



付き添い避難訓練



避難誘導訓練



神戸市の取り組み（ケアプラン等への災害避難情報の記載）

災害時において支援を必要とする方は、**日頃から家族や支援者等と災害に備えた話し合い**を行うことが重要。

ケアマネジャーや相談支援専門員が、利用者と普段から話し合い、「災害時の緊急連絡先」や「避難先」等をケアプラン等に記載してもらうことを促進していく（サービス担当者会議等を利用）。

自宅が安全な場合は在宅避難も可。
その他、安全な場所にある知人・親戚宅や宿泊施設を活用する避難方法も可。

【ポイント】

◆災害時の緊急連絡先（日頃の緊急連絡先と同じかどうか、日頃の緊急連絡先が遠方の場合、近隣で連絡を取り合う人はいるのか）

◆避難所の確認を行い、どのように避難するのか（避難ルート等の確認）

◆避難の際必ず持参するもの（薬、保険証、眼鏡、補聴器等）

※避難時の心身状況によっては、福祉避難所等への移動やサービスを利用しての施設入所をする場合もある。避難時にはケアマネジャー等の名刺などを持参してもらうよう伝えておく。

第1表 居宅サービス計画書（1） 作成年月日 年 月 日

初回・紹介・継続 認定制・申請中

利用者名 様 生年月日 年 月 日 住所

居宅サービス計画作成者氏名

居宅介護支援事業者・事業所名及び所在地

居宅サービス計画作成（変更）日 年 月 日 初回居宅サービス計画作成日 年 月 日

認定日 年 月 日 認定の有効期間 年 月 日 ~ 年 月 日

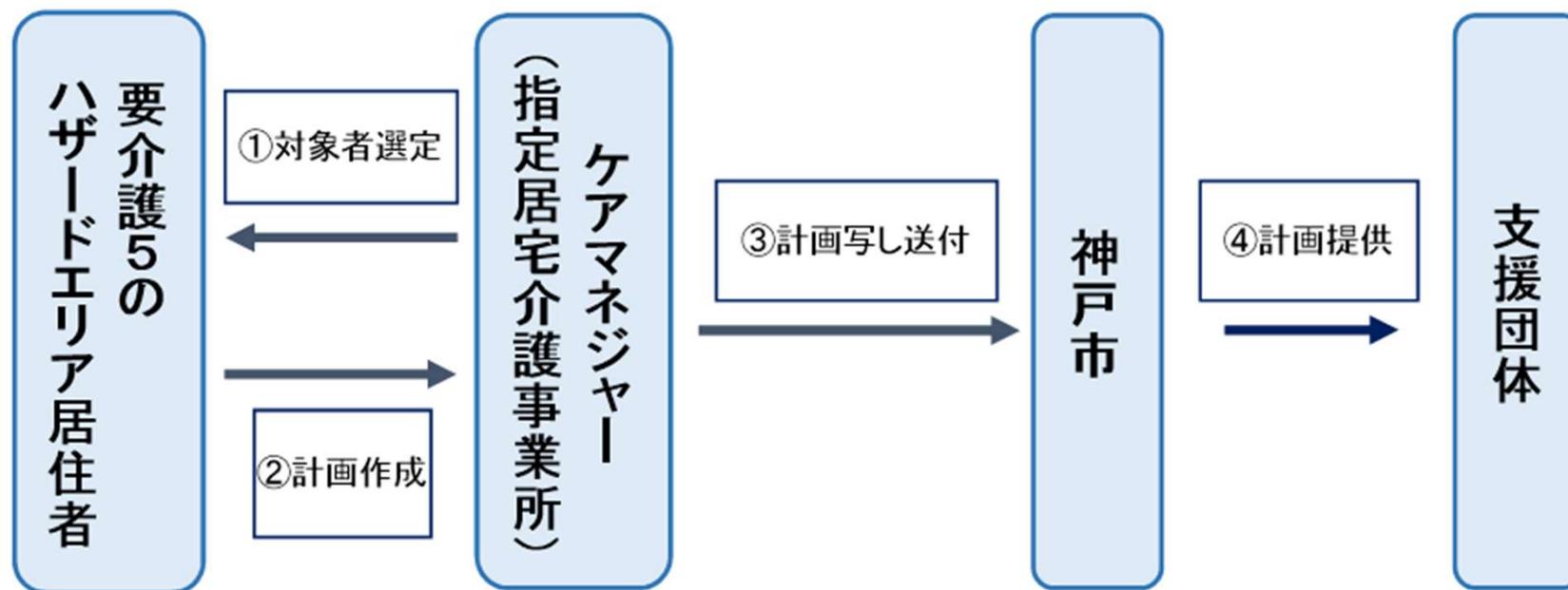
要介護状態区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者及び家族の生活に対する意向					
介護認定審査会の意見及びサービスの種類の指定					
統合的支援の方針	災害時の「緊急連絡先・避難所」等を記載 <災害時> 緊急連絡先：（長女）神戸花子 090-●●●●-●●●● 避難所：●●●●小学校				
生活援助中心型の算定理由	1.一人暮らし 2.家族等が障害、疾病等 3.その他（ ）				

居宅サービス計画書について説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。説明・同意日 平成 年 月 日 氏名 印

今までの作成方法

- ◆ハザードエリアに居住している要介護5の方（在宅の方）
⇒ ケアマネジャーのご協力をいただき、作成を進めていく。

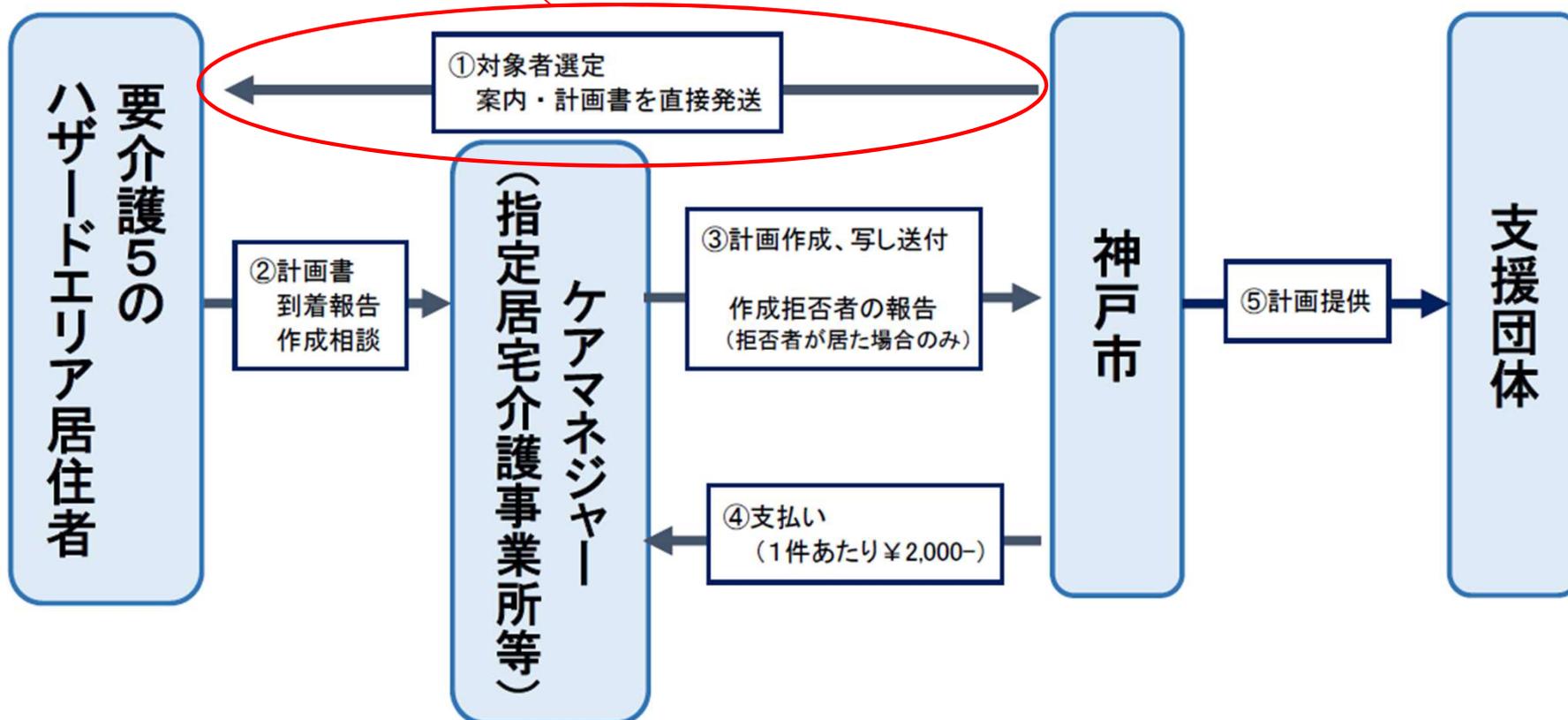
【作成のフロー】



これからの作成方法

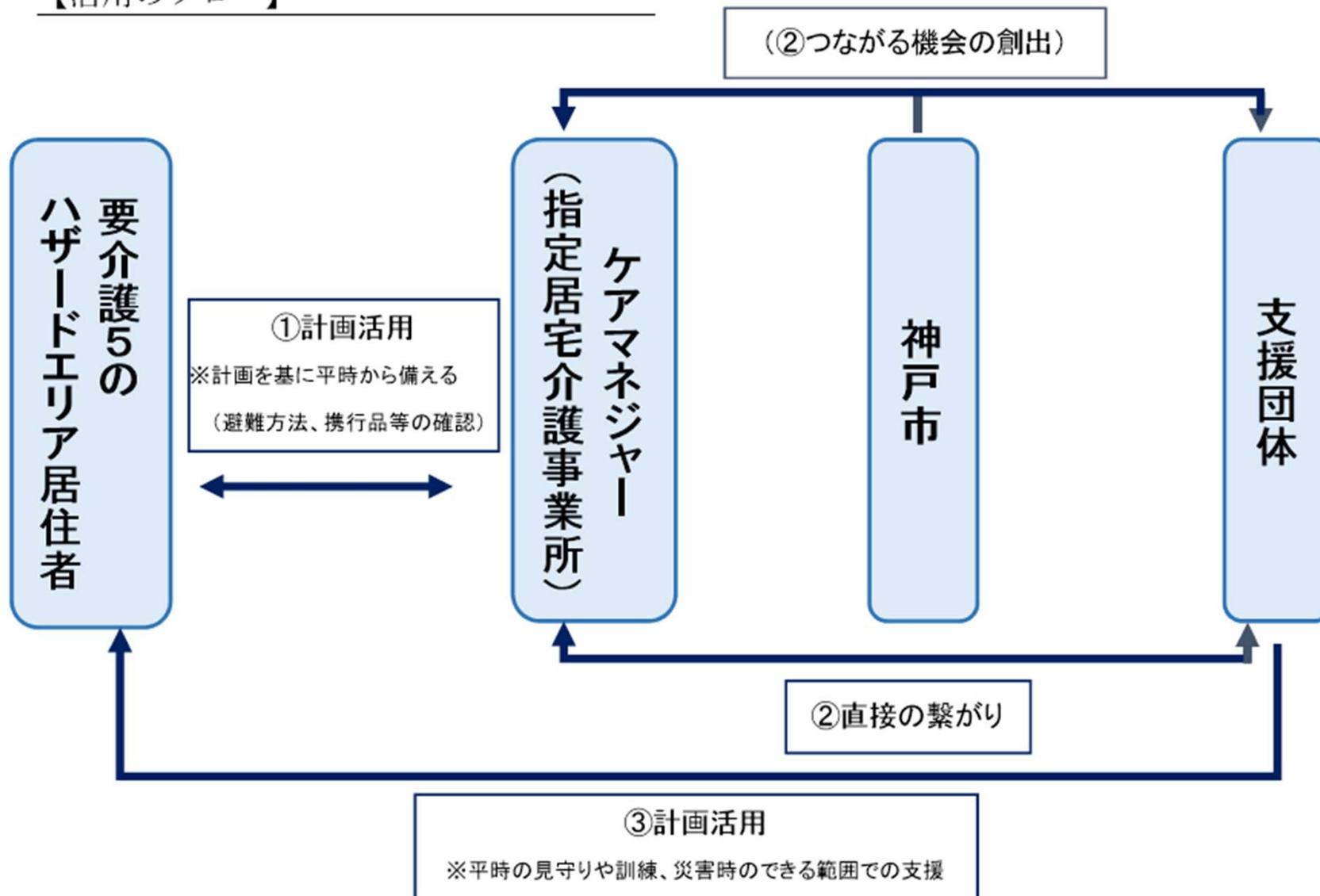
※年度末にプレス予定

- ◆対象者が自身の状況を把握し自助意識向上へつなげるために、神戸市からの直接勧奨型へ変更。計画書はケアマネジャーを通して提出。今後の研修は任意のフォローアップ研修として実施。（防災知識向上、計画の書き方・考え方）



活用方法は変更ありません

【活用のフロー】



資料はホームページに掲載しています

◆ホーム > メニュー > 生活保護・地域福祉 > 災害時要援護者支援 > わたしの避難計画

二次元
コード
を貼付

- ・ 防災×福祉の必要性
- ・ 個別避難計画の書き方（項目説明）
- ・ わたしの避難計画 つくりかた（避難の考え方、ハザードマップの見方、必要な準備物の確認）
- ・ 計画様式
- ・ 記入例
- ・ 参考資料：神戸市の土砂災害



FAQ

Q：対象者に対し一から説明するのが難しい。
何か資料用の資料はないか。

A：対象者やご家族へ神戸市から案内する『神戸市からの
お知らせーわたしの避難計画（個別避難計画）を作り
ましょう！ー』をそのままお伝えください。

Q：災害時には、利用者宅に訪問し確認することが
出来ない可能性が高い。

A：その時のために、準備できている事やこれから対策を
しなければいけないことを確認するツールとして
個別避難計画を作ってみましょう。

Q：あんしんすこやかセンターと事前に必ず連携して
おかなければいけないのか。

A：必須ではありませんが、作成対象者を抱えていること
を共有いただくことで、発災時の安否確認等の連携が
取りやすくなります。
また、1人ケアマネ事業所は特に、できる範囲で
あんしんすこやかセンターと連携しておく
何かあったときに動きやすくなります。

Q：項目は全部記入しないといけないか。

A：現時点で記載できる範囲で構いません。
記載できなかった項目は今後に向けての課題であるため、
日頃の話し合いの中で深めていていただきたいです。

Q：現時点で記載できる項目は、ケアマネジャーが全て記入
しなければいけないのか。

A：その必要はありません。本人・家族記入後の補足でもOK
です。補足箇所がない場合でも、最終確認をいただく
ことでお支払いをさせていただきます。

Q：提出時の返信用封筒はいつ届くか。

A：予定件数のご報告後、作成依頼書とともにお送りします。
※簡易書留封筒のため、お近くの郵便局窓口にて
発送をお願いいたします。

Q：対象者が作成を拒否した場合、何か報告すべきか。
費用の支払いはあるか。

A：拒否した対象者を把握するため、ご一報をお願いします。
(☎福祉局くらし支援課 個別避難計画担当 078-322-8181(代表))
また、大変申し訳ございませんがお支払いできません。

FAQ

Q：避難先はどこがいいのか分からない。

とりあえずくらしの防災ガイドを見て
近所の小学校を書いてみたけど、、、

A：利用者の親戚・友人宅が安全な場所にある場合は
そちらでもOKです。他にも、地図上で最も近い小学校
が自宅より坂を上る位置にあり、2番目に近い小学校
は下る位置の場合、移動のしやすさを鑑み2番目に
近い小学校を第1候補としてもOKです。
大雨や台風の際は、被害を受けそうな時が事前に
把握できるため、短期入所をすることも避難手段の
一つです。

Q：くらしの防災ガイドに、ハザードマップや他の必要な
情報が掲載されているが、どこから確認したら良いか
分からない。

A：『わたしの避難計画づくりかたぬ』をご参照ください。
避難の考え方を順番に記載しています。
また、避難のタイミングや避難情報取得方法なども
記載していますので、ご確認ください。

Q：現時点では避難支援者がいないが、福祉専門職が
見つけないといけないのか。

A：そのようなことはございません。

ご家族等がいらっしゃる場合、自ら近所で支援者を
確保することも重要です。そのため、日頃から利用者
へお声がけのご協力をお願いいたします。
本市でも提出された計画書を基に、地域団体と対象者
を繋げられるよう働きかけを行います。

Q：避難支援者は必ず支援しなければいけないのか。

A：支援者自身や家族の安全を確保した上で、可能な範囲で
実施していただくものです。義務ではありません。
支援ができない場合であっても責任は発生しません。
被災場所の状況や、支援者の人数不足などで支援
できない場合は、絶対に無理して行わないでください。
この場合には、近所への加勢の呼びかけや
消防・警察への救助要請などをお願いします。
区役所の災害対策本部へのご連絡をお願いします。
これも支援の一つです。

BE KOBE

